

11. 緑化計画書の提出及び作成要領

(1) 緑化計画書の提出

建築確認申請等の前に、緑化計画書を提出して、緑化計画認定通知書を受けてください。審査に時間がかかることがあるので、事前相談は建築確認申請等の概ね30日前とします。

(2) 提出部数

正・副各1部を提出してください。副本は正本のコピーでも構いません。

(3) 提出様式

この手引に掲載されている様式をコピーして使用してください。（大田区のホームページにも掲載しています。）書類のサイズはA4です。添付書類はサイズに決まりはありませんが、A4に折りたたんでください。緑化計画書には、下記の書類を添付してください。

表1-1 緑化計画書添付書類一覧

書類名	記載内容等	
①緑化計画書	37ページ（記入例30ページ）	
②緑化計画の概要書	39ページ（記入例34ページ）	
③植栽樹木等一覧表	40ページ	
④緑化面積確認表	41ページ（記入例35ページ）	
添付書類	⑤案内図（位置図）	当該地の位置・方位を明示し、所在地を住居表示で記入（作成例31ページ）
	⑥土地利用計画図	設置予定施設及び道路後退部や建築物、共用スペース、駐車場等の土地利用計画を記載（作成例31ページ） 緑化計画平面図と兼ねても可
	⑦緑化計画平面図等 施設配置図 屋上平面図	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地 境界を赤色の実線で着色し囲む。 ○建築物等 敷地内の建築物（既存・新設）は黄色の実線で着色して囲む。 <ul style="list-style-type: none"> ・工作物（擁壁やフェンス、塀など）がある場合は構造及び位置を明示 ・増・改築の場合は施行前の図面も添付 ○緑地帯の区域、植栽・残存する樹木等の位置、種類・高さ・本数（又は密度）、壁面緑化は誘引資材の高さを記入 <ul style="list-style-type: none"> ・地上部で、既存の緑地はオレンジ色、新たに設ける樹木による緑地は緑色、草花等の緑地は黄緑色、緑化面積に算入しない緑地は白色 ・建築物上（屋上・壁面・ベランダ等）も地上部同様に緑地を着色 ○接道部の長さ、接道部緑化の長さ及び接道部緑化率の計算式を記入 ○道路境界線を青色着色 ○屋上平面図(屋根伏図)は、屋上の構造、利用形態等がわかる平面図とすること。 屋上面積(利用可能面積)の範囲を明示し、屋上面積の求積の計算表を記載すること。
	⑧接道部立面図	<ul style="list-style-type: none"> ○接道部立面図の植栽状況を記入 ○植栽樹木、壁面緑化等の植物の種類、高さを記入
	⑨緑化計画断面図	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化箇所断面図の植栽状況と土壌厚を明記 ○樹木の高さ、緑地の有効幅、接道部の高低差及びフェンス等を設置する場合はその位置、構造・高さ、道路の幅員等を記入 ○建築物上（屋上・ベランダ等）の緑化は、植栽基盤の断面図を示し、構造と土壌厚を記入 手すりや柵等を設置する場合はすべて図示 ○壁面緑化の場合は、壁面又は補助資材の構造及び高さを図示
	⑩緑化面積等計算図 (地上部及び建築物上)	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化計画平面図の中の緑地を求積した図面 ○植栽地の位置を明示 <ul style="list-style-type: none"> ・面積の算定方法は、三斜求積を基本としますが、CADによる座標求積も可ですが、縮尺・主な寸法は図面に明記してください。 ・三斜求積の場合は計算表と計算式を記載 ・緑化平面図、接道部立面図と兼ねても可
	⑪敷地求積図	<ul style="list-style-type: none"> ○三斜求積を基本としますが、CADによる座標求積も可ですが、縮尺・主な寸法は図面に明記してください。 ○複数の用途地域にまたがる場合はその求積図も添付
	⑫その他必要な書類	委任状・指示された図面・既存木を残す場合はその樹木の写真・資料等

※屋上緑化に関する書類は、敷地1,000㎡未満は不要。ただし、国及び地方公共団体の場合は敷地250㎡以上が対象です。

(4) 緑化計画書の変更届

緑化計画認定通知書が交付された後に、緑化計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに緑化計画書の変更届(正・副各1部)を提出し、再認定を受けてください。

表12

書類名	記載内容等
①緑化計画書(変更)	37ページ(第13号様式)
②緑化計画書 添付書類一覧②~⑫	25ページ(図面については、変更後の内容がわかるもの)
③緑化計画認定通知書の写し	

※ 建築行為等を行う者が変更になった場合は、建築行為等を行う者の変更届も提出してください。

(5) 計画の取りやめ届

緑化計画認定通知書を受けた後に、建築行為等の計画を中止する場合は、「取りやめ届」を提出してください。

表13

書類名	記載内容等
①緑化計画取りやめ届	取りやめ理由を記載(様式についてはお問合せください。)
②添付書類	緑化計画認定通知書(原本)と緑化計画書の副本